

鳥取市学校災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月16日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第32号

鳥取市学校災害補償規則の一部を改正する規則

鳥取市学校災害補償規則（令和6年鳥取市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

この規則において「学校」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所

第2条第2項第1号中「授業」の次に「又は児童福祉法に基づく保育所の保育」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。